

地域審議会の設置等に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項及び第2項の規定に基づき、合併前の尾西市及び葉栗郡木曾川町の区域ごとに地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(名称及び所管区域)

第2条 各審議会の名称及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	所 管 区 域
尾西地域審議会	合併前の尾西市に属する区域
木曾川地域審議会	合併前の葉栗郡木曾川町に属する区域

(所掌事項)

第3条 審議会は、その所管区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項（※基金設置の場合）
- (4) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員をもって構成し、その定数は、次のとおりとする。

- (1) 尾西地域審議会 10人以内
- (2) 木曾川地域審議会 10人以内

2 審議会の委員は、その所管区域内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役職員
- (2) 学識経験者
- (3) 公募により選任された者

3 前項第3号の委員の定数は、3人以内とする。

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、その所管区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了後最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(資料の提出等の要請)

第8条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第9条 審議会の委員の報酬及び費用弁償については、〇〇市報酬及び費用弁償に関する条例(〇〇年〇〇市条例第〇〇号)の定めるところによる。

(設置期間)

第10条 審議会の設置期間は、平成17年〇〇月〇〇日から平成27年3月31日までとする。

(庶務)

第11条 各審議会の庶務は、それぞれ市長が定める部課において処理する。

(雑則)

第12条 この協議に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この協議は、平成17年〇〇月〇〇日から施行する。

2 第7条第1項の規定にかかわらず、この協議の施行後最初に開催される審議会の会議は、市長が招集する。